

京都市告示第 4 4 3 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき，電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので，同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 2 5 年 2 月 7 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般市道	久世高田 6 号線	京都市南区久世高田町 3 7 6 番地の 3 地内	上下線・1 6 0 m

(建設局土木管理部道路河川管理課)